

塩竈市長 殿

所有者等 住 所

氏 名

印

塩竈市空き家バンク制度登録申込書

塩竈市空き家バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家の登録を申込みます。

また、登録した空き家の情報については、塩竈市のホームページ等で一般に公開されることに同意します。

記

- 登録内容は、塩竈市空き家バンク制度登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 契約交渉について（確認後□にチェックしてください。）
 - 塩竈市空き家バンク制度を利用した登録物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約については、原則、市長が協定を結んでいる宅地建物取引業の団体会員に媒介を依頼することになります。その際には、宅地建物取引業の団体会員への情報の提供を承諾します。
- 媒介業者の選択
次の媒介業者を選定します。
公益社団法人.....
会員.....
- 誓約事項（□にチェックしてください。）
 - 塩竈市空き家バンク制度登録申込者が塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員でないことを誓約します。
- 添付書類（□にチェックしてください。）
 - 3か月以内に発行された住宅及び土地に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又はこれに代わる書類
 - 代理人が申し込む場合、委任状
 - 土地（区分所有建物の土地を除く）及び建物が共有名義の場合又は土地及び建物の所有者が異なる場合、空き家バンク制度に登録することについての共有者全員分の同意書

【注意事項】

- 塩竈市では空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約等の媒介行為は行いません。
- 宅地建物取引業の団体会員へ媒介を依頼した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 「空き家バンク制度登録者」と「空き家バンク制度利用登録者」の契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決をお願いします。
- 塩竈市個人情報保護条例（平成10年塩竈市条例第29号）の規定に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に使用しません。